

平成26年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	小区分	指 摘 内 容
1	加入者	業務概況	業務概況の周知について、加入者に対し実施されていなかったことから、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。
2			加入者に対する業務概況の周知について、周知は実施されているものの、その内容が不足していることから、確定給付企業年金法施行規則第87条に基づき、全ての事項について毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。
3		加入者原簿	加入者原簿について、記載すべき内容が不足していたことから、確定給付企業年金法施行規則第21条に規定されたすべての事項を記載すること。
4		資格喪失加入者への説明	確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、資格喪失者に周知させること。
5	資産運用	基本方針	確定給付企業年金法施行令第45条第1項に基づき、運用の基本方針を作成すること。
6	その他	個人情報	個人情報の保護について、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業員に対する教育及び研修が実施されていないことから、企業年金等に関する個人情報の取扱い準則第4の5に基づき、必要な教育及び研修を実施すること。